

徳島県立鳴門渦潮高等学校スポーツ施設開放規程

（目的）

第 1 条 この規程は、徳島県立鳴門渦潮高等学校（以下「学校」という。）の教育活動に支障がない範囲において、本校スポーツ施設を広く地域に開放し、地域スポーツの振興を図るために、必要な事項を定める。

（開放施設等）

第 2 条 学校施設の開放は、野球場、雨天練習場、第二グラウンド、柔道場、剣道場、撫養グラウンドとする。なお、撫養グラウンドについては、当分の間、夜間の開放を認めないものとする。

2 貸与物品は、学校長が必要と認める物品とするが、消耗品は貸与しない。

（開放時間）

第 3 条 開放時間は、学校の教育活動に支障がない範囲で、次のとおりとする。ただし、特別な理由があると認められたときは、この限りではない。

開放日	開放時間	備考
土曜日	午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分まで	
日・祝祭日	午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分まで	
学校休業日	午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分まで	

（使用者及び使用者登録）

第 4 条 開放施設の使用は、スポーツ活動を目的に掲げる成人を含む 10 人以上の団体に限り、許可を与える。

2 スポーツ施設の使用を希望する団体は、使用申請をする 1 週間前までに、登録申請書（様式第 1 号）を学校長に提出し、登録を受けなければならない。

ただし、下記のいずれかに該当するときは、登録されない場合がある。

- (1) 私的営利を目的とする。
- (2) 公共の福祉に反するおそれがある。
- (3) 特定の政治団体及び宗教団体が使用する。
- (4) その他、使用者として適当でないと学校長が認める。

3 学校長は、スポーツ施設管理運営委員会（以下「委員会」という。）において、登録申請書を審査し、使用を承認した団体には登録証（様式第 2 号）を交付する。

なお、委員会に関する事項は、別に定める。

4 登録団体は、登録事項に変更のあるときは、速やかに、登録事項変更届（様式第 3 号）を、学校長に提出しなければならない。

（使用の申請及び許可）

第 5 条 スポーツ施設の使用申請をする場合は、使用する日の 2 週間前までに、使用許可申請書（様式第 4 号）を、学校長に提出しなければならない。

2 学校長は、使用許可申請書を受理したときは、その使用を許可するかどうかを決定し、適当と認めたときは当該申請者に使用許可書（様式第 5 号）を交付する。

3 学校長は、前項の許可に管理上必要と認められる条件を付すことができる。